指導基本規程違反救済申立処理委員会

及び指導基本規程違反救済審査委員会規程

この規程は、日本ソフトテニス連盟が別に定める「日本ソフトテニス連盟指導基本規程」(以下「指導基本規程」と略記す)」違反により生じた被害を救済し、アスリートと当連盟の組織の尊厳を守るために違反者に対する必要な処分をすることを定めるために制定する(以下「救済申立処理委員会規程及び指導基本規程違反救済審査委員会規程」と記す)。

- 第1条(「指導基本規程違反救済申立処理委員会」及び「指導基本規程救済審査 委員会」の設置)
 - 1 日本ソフトテニス連盟は、本部内に「指導基本規程違反救済審査委員会」 (以下「救済審査委員会」と略記す)を設置する。
 - 2 日本ソフトテニス連盟の各支部は、その支部の主たる事務所内に「指導 基本規程違反救済申立処理委員会(以下「救済申立処理委員会」と略記 す)」を設置する。

第2条 (職務及び管轄)

1-1 日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会は、各支部の設置する救済 申立処理委員会の決定に対する申立人及び相手方の不服申立を受 理し、その処置の是非を調査し、その調査結果に応じて相当と認め る処分を決定し、会長に対してその決定に応じた処置をとることを 勧告する。ただし、この処分の決定に至る経過において、当事者の 調停を行い、また必要な勧告をすることができる。

> 各支部の救済申立処理委員会の決定および支部の処置は、救済審 査委員会の決定に反する範囲において効力を失う。

- 1-2 日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会は、日本ソフトテニス連盟が国際大会に派遣する代表選手、代表選手候補として強化練習に参加する選手および役員に対して発生した「指導基本規程」違反についての救済申立および申告事案を受理し、必要な調査を行い、この規程に定める処分を行う。ただし、この処分に至る過程において、当事者の調停を行い、また必要な勧告をすることができる。
- 1-3 現認事案の立件

日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会は、指導基本規程に違反する事実を現認したときは、その事実を該当する各支部に通知して立件することを求め、または自らこれを立件して本規程による処分を行うことができる。

2 各支部の設置する救済申立処理委員会は、その支部の管轄地域内で発生

し、またはその地域内に居住する申立人の「指導基本規程」違反の救済 の申立および申告を受理し、また申立および申告がなくても指導基本規 程に違反する事実の発生を現認してその事案が重要と認められるときは 自ら立件して下記の事項の職務を行う。

①調 査 申立を受けた事案について、申立人及び相手方の主張を聴取 し、その事実関係の真否を調査する。

当事者双方は、当委員会の調査に協力しなければならない。

- ②調 停 当事者双方に対して当該申立事案の被害に対処する善後処置 を調停する。
- ③勧告 必要に応じて下記の事項ついて勧告を行う。
 - ○事案の調査および審議中に、被害ないし紛議の拡大を防ぐ ため、当事者が取るべき暫定的な処置
 - ○解決する和解案を作成して当事者に勧告
- ④処分 その申立事案につき調査し、調査を遂げたときはこの規定の 定めるところにより相当の処分を決定し、これを申立人及び 相手方に通知し、支部長にその決定に従った処置をとること を勧告する。
- 3 救済申立の事案が、指導基本規程違反の事実が複数の都道府県支部に所属する役員又は指導者により発生しているものであるとき又はその被害者が複数の支部に属するときは、申立を受けた救済申立処理委員会は、日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会に対して、その申立の担当委員会の指定を求め、その指定を受けた支部の救済処理委員会がこれを担当するものとする。
- 4 各支部の救済申立処理委員会は、申立を受けた事案がその支部の範囲を超えた広範囲に影響を生ずる事案であるとき、その他日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会が直接処置することが適切であると思料する相当の理由のあるときは、当該申立を日本テニス連盟の救済審査委員会に送致することができる。

この送致を受けた日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会は、送致の理由を判断して、送致を相当と認めるときは当該送致を受理し、不相当と判断したときは送致した委員会に回付する。

第3条(救済の申立)

1-1 日本ソフトテニス連盟及びその各支部及びそれらの傘下のソフトテニスの組織ないし団体に加盟している者並びにこれらの加盟者であるソフトテニス指導者の指導を受ける者は、その団体の役員及び

ソフトテニスの指導者が「指導基本規程」の定めに違反したときは、 その違反により受けた被害について、または被害を受けることが明 らかなときは将来発生することが予測される被害について、その違 反事実が発生しあるいはその被害を受ける者が居住する各支部ま たは違反者が居住する支部にその救済を申立てることができる。

1-2 役員および指導者の「指導基本規程」違反による被害者が、日本ソフトテニス連盟が国際大会に派遣する代表選手ないし代表選手候補として強化練習に参加する者であるときは、上記の支部のほか選択的に日本ソフトテニス連盟にその救済の申立をすることができる。

「指導基本規程」違反の事実が日本ソフトテニス連盟の主催する代表選手の強化練習および国際大会参加中に発生した事案の救済は、 日本ソフトテニス連盟に申立てるものとする。

- 2 「指導基本規程」違反による被害を受ける者の年齢が18才未満である ときは、何人もその救済の申立をすることができる。
- 3 この規程による救済の申立は、日本ソフトテニス連盟の各支部または各 支部が指定する者(指導基本規程普及委員)に書面により申立人および 関係者の住所氏名及び違反事実を明記して提出しなければならない。

ただし、18才未満の者が自ら申立てるときは、上記各支部または各 支部が指定する者(指導基本規程普及委員)に対して口頭で申立てるこ とができる。

第4条(違反事案の申告)

- 1 何人も、ソフトテニスの指導において「指導基本規程」に違反する事実 があることを現認したときは、その事実が生じている支部またはその指 定する者(指導基本規程普及委員)にその事実を申告して善処を求める ことができる。
- 2 何人も、18才未満の者が「指導基本規程」の違反事案において被害を 受けまたは被害を受けるおそれがあるとことを現認したときは、前項記 載の申告をして善処を求めなければならない。
- 3 「指導基本規程」違反による被害を受ける者が、日本ソフトテニス連盟が国際大会に派遣する代表選手、代表選手候補として強化練習に参加しているものであるときは、前2項に定める申告を日本ソフトテニス連盟に申告するものとする。
- 4 前3項のよる申告を受けた日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会および各支部の救済申立処理委員会は、その事実の真否を調査し、必要と認

めるときは事案を申立に準じて立件する。ただし、立件に際して申告者が書面により匿名を希望するときは、「匿名の申告による立件」であることを表記し、記録においても申告者名を秘匿しなければならない。

第5条(「救済審査委員会」の組織及び会議)

1 日本ソフトテニス連盟は、「指導基本規程違反救済審査委員会」を下記の 構成で設置し運用する。

委員の選任 日本ソフトテニス連盟会長が指名して選任する。

委員数および構成

委員数 5名

構成 委員の構成は下記のとおりとする。

第三者委員 (連盟役員及び現役代表選手以外の者)

3 名

連盟役員(連盟の理事または評議員の職にある者) 1名 現役代表選手(就任時) 1名

委員長 1名

委員の内から会長が指名して委嘱する。

副委員長 1名

委員の内から会長が指名して委嘱する。

2 委員の任期

委員の任期は、選任された日から4年間とする。

ただし、この規程が発効して最初に選任された委員の任期は、選任された日から4年を経過した後の3月31日までとする。

再任を重ねること及び任期中に辞任することを妨げない。

3 委員会の開催及び議事

委員会の招集 委員会は委員長が招集する。

委員長は、委員会の招集にあたり、各委員に対して招 集日の2週間以前に議題を明示して書面による召集 通知を出さなければならない。

委員会の開催

定例委員会 毎年1回4月中の会長が指定する日

臨時委員会 この規程の効力が発生し、委員会が構成された後二ヶ 月以内及び必要に応じて委員長が召集する。

委員会の議事 委員会は、委員長が議長として議事を進行し、委員長 に故障のあるときは副委員長がその職務を代行する。

公開の原則 委員会の議事は公開とする。ただし、救済申立人また

は相手方が非公開とすることを求めたときおよび委員長が必要と認めたときは非公開にすることができる。

委員会の議決

委員会は、審議を尽して全会一致で議決することを原 則とする。

ただし、議論を尽してもその意見が一致せず、且つ 速やかに議決する必要があるときは出席委員の多数 決により議を決するものとし、賛否同数のときは議長 がこれを決する。

4 議事の記録

委員会の議事は書面による記録に作成し、出席委員が その内容を確認して署名捺印する。

議事を非公開とした部分についての議事録は公開しない。

5 秘密遵守義務 委員は、非公開にした委員会の議事および非公開とした議事録の内容について秘密を遵守しなければならない。

第6条(「救済申立処理委員会」の組織および会議)

1 日本ソフトテニス連盟の各支部は、「指導基本規程違反救済申立処理委員 会」を下記の構成で設置し、これを運用する。

委員の選任 委員は支部長が指名して選任する。

委員数および構成

委員数 3名ないし5名以内

構成 委員には少なくとも下記の者を含み、4名以上の場合は支部 役員以外の者を選任しなければならない。

第三者委員(支部役員及び現役選手以外の者) 1名

支部役員(支部の役員) 1名

選手経験者(支部役員以外の者) 1名

委員長 1名

委員の内から支部長が指名して委嘱する。

副委員長 1名

委員の内から支部長が指名して委嘱する。

2 委員の任期選任された日から4年間とする。

ただし、この規程が発効して最初に選任された委員の任期は、選任された日から4年を経過した後の3月31日とする。

3 委員会の開催および議事

委員会の招集は委員長がこれを行う。

定例委員会 毎年4月の支部長が指定する日

臨時委員会 この規程が発効して最初に委員が選任された二ヶ月以内 の日から支部長が指定する日および必要に応じて委員 長が召集する。

委員会の招集通知

委員会の招集は、少なくともその開催の日から一週間以前に、議題を明記した書面を発送して通知しなければならない。

委員会の議事 委員長が議長として議事を進行し、委員長に故障のある ときは副委員長がこれを代行する。

公開の原則 委員会の議事は公開とする。ただし救済申立人が非公開 とすることを求めたときおよび委員長が必要と認めた ときは非公開とすることができる。

直接審議および意見陳述の機会の保障

委員会は、申立人および相手方の出頭を求めて、直接事 実関係について事情を聴取しなければならない。

委員会は、申立人に対して相手方を同席させずに意見を 述べる機会を与えなければならない。

委員長は、意見を述べる者および事情聴取を受ける者が 委員会に出頭が困難なときおよび当事者が18才未満 の者であるときは、委員長自らまたは第三者委員がその 所在地に赴いて聴取する処置をとらなければならない。 ただし、18才未満の当事者が自ら委員会に出頭して意 見を述べることを妨げない。

委員会の議決 委員会は、審議を尽して全会一致で議決することを原則とする。

ただし、審議を尽しても意見が一致に至せず、かつ速 やかに議決する必要があるときは多数決により議を決 するものとし、賛否同数のときは議長がこれを決する。

4 議事の記録 委員会の議事は書面による記録に作成し、出席委員がその内容を確認して署名捺印する。

議事を非公開とした部分についての議事録は公開しない。

5 記録の保存 委員会は、立件した事案の議事記録および資料を一件記

録として最終委員会の日から10年間保存しなければな らない。

6 秘密遵守義務

委員は、非公開とした委員会の議事および非公開とした 議事録の内容について秘密を遵守しなければならない。

第7条(指導基本規程普及委員)

- 1 各支部は、指導基本規程の普及と同規程違反による救済申立および違反 事実申告の相談に応じるために指導基本規程普及委員(以下「基本規程 普及委員」と記す)を選任する。
- 2 基本規程普及委員は、指導基本規程の趣旨の普及に努め、これに違反する事案の救済申立および申告の相談に応じ、相談者が救済の申立または 違反事案の申告をするときはこれを各支部に取り次ぐものとする。
- 3 各支部は、ソフトテニス人口および交通機関の普及など救済申立人およ び違反事実申告者の便宜を考慮してその管轄地域を東西南北に4分して、 その各地域に1名以上普及委員を選任するものとする。
- 4 基本規程普及委員の任期は4年とする。ただし再任を重ねることを妨げない。

第8条(救済申立処理委員会の処分)

各支部の設置する救済申立処理委員会は、立件した事案の調査を遂げたと きは下記のいずれかの処分を決定する。

1 役員または指導者としての活動停止

役員または指導者として1年以上10年以下の期間を定めて活動を排除する。

この処分を受けた者は、その定められた期間は日本ソフトテニス連盟 およびその支部が主催、共催または後援するすべての大会競技会等に 参加する団体の役員に就任し、またはソフトテニスの指導をしてはな らない。

2 自主譴責の勧告

指導基本規程の違反者に対して、その違反により被害を受けたものに対して陳謝し、1年以内の期間を定めて役員活動および指導者としての活動を自粛することを勧告する。

3 厳重注意

指導基本規程の違反者に対して、その違反事実を指摘して、今後10年以内に違反の事案を再発させたときは上記1または2の処分を受けることになることを警告して厳重に注意する。

4 指導

指導基本規程違反者に支部に出頭を求めて処分の決定書面を交付し、 さらに委員長が口頭で指導する。なお相当と認めるときは違反者が指 導者であるときはその指導現場に委員長が赴いて指導することがで きる。

5 不処分

調査の結果、申立および申告により立件した事案が指導基本規程に違 反していると認定できないとき、違反事実が軽微であるとき、または 情状により特に処分の必要を認めないときは「不処分」の決定をする。

6 緊急処置

救済の申立を受けた救済申立処理委員会は、違反の事実が顕著であり、かつ違反による被害が重大であるときは、その審理中においても当事者に対して緊急処置としてその被害を防止するために必要な処置を勧告することができる。ただし、この処分をするときは、その処分を受ける者に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

この処置は上記の1ないし5の処分がなされたときは効力を失う。

第9条(救済申立処理委員会の処分の通知および勧告)

- 1 処分を決定した委員会の委員長は、その処分を支部長に書面により通知し、その決定に基づく処置を執ることを勧告しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた支部長は、その通知を受けた日から1ヶ月以内に 委員会の決定を理事会にはかり、その承認を受けたときは勧告を受け た処分をしなければならない。
- 3 理事会が救済申立処理委員会の決定を承認しないときは、支部長はその旨理事会の意見を添えて救済申立処理委員会に通知する。 この通知を受けた救済申立処理委員会は、処分を再審議し、その結果

この通知を受けた救済申立処理委員会は、処分を再番議し、その結果を救済申立処理委員会の最終決定として支部長に通知および勧告する。

救済申立処理委員会の再審議した最終決定の勧告を受けた支部長は、 速やかにその勧告の趣旨の処置をしなければならない。

4 本条に定める通知には、第10条に定める不服申立の手続があること を添書しなければならない。

第10条 (不服の申立)

- 1 支部長の処分の決定を受けた申立人および相手方は、日本ソフトテニス連盟の設置する救済審査委員会に不服の申立をすることができる。
- 2 この不服申立は、通知を受けた日の翌日から2週間以内に支部に不服

を申立てる趣旨を明記した書面を提出しなければならない。

ただし、不服を申立てる者が18才未満であるときは、支部またはその支部の選任する普及委員に口頭で申立てることができる。18才未満の不服申立人から口頭による不服申立を受けた普及委員は、その申立を聴取し、不服申立聴取書を作成して支部に提出しなければならない。

3 本条による不服申立を受けた各支部の救済申立処理委員会は、その申立を受けた日の翌日から2週間以内に不服申立書またはこれに代わる不服申立聴取書を、一件記録の写しを添えて日本ソフトテニス連盟の救済審査委員会に送致しなければならない。

第11条(救済審査委員会の処理)

1 審議

救済審査委員会は、各支部の救済申立処理委員会から第10条に定める不服申立の送致を受けた日から1ヶ月以内に委員会を開催して事 案の審議を開始するものとする。

第3条1-2の定めにより救済審査委員会が直接救済の申立を受ける事案についても同様とする。

2 調査および調査の委嘱

委員会は、不服申立処理委員会から送致を受けた事案および直接救済の申立を受けた事案について、必要に応じて自ら事実関係を調査し、また各支部の救済申立処理委員会に調査を委嘱することができる。 この調査の嘱託を受けた支部の救済申立処理委員会は、救済審査委員会に協力しなければならない。

3 直接意見陳述の機会の保障

委員会は、当事者が直接委員会に出頭して意見を述べることを希望するときは、その機会を与えなければならない。

委員会に直接意見を述べることを希望する当事者が18才未満であり、かつその者が委員会に出頭することが困難であるときは、委員長は自らまたは委員のうちの第三者委員を指名してその意見陳述希望者の住居地に赴かせて意見を聴取しなければならない。

4 処分

委員会は、調査および審議を遂げたときは下記の処分を行う。

- ①救済申立処理委員会の処分の全部または一部の取消
- ②救済審査委員会の処分

救済審査委員会の処分の種類および内容は第8条に定めるところ

を準用する。

③不服申立の却下

不服申立の理由が認められず、当該救済申立処理委員会の処分を相当と認めたとき、不服申立のできる期間を経過した申立であるときは、その不服申立を却下する。

5 処分の通知

委員会は、処分を決定したときは速やかにその決定を日本ソフトテニス連盟会長に通知する。

- 6 この通知を受けた日本ソフトテニス連盟会長は、下記の処置をとる。
 - ① 通知を受けた日から最初に開催される理事会にその当否を諮り、 その承認を受けたときは当該支部に対しその処分内容を通知し、 処分を受ける者に対して速やかに委員会の決定の趣旨に従った処置をとる。

会長は、理事会がこれを承認しないときはその旨救済審査委員会に通知する。

② 会長から理事会の不承認の通知を受けた委員会は、その処分の決定を再審議し、最終処分の決定をして会長に通知およびその趣旨の処置をとることを勧告する。

救済審査委員会から再審議による最終処分決定の通知および勧告を受けた会長は、当該支部に対してその処分内容を通知し、速やかにその趣旨に従った処置をとらなければならない。

- ③委員会の決定が第8条2の処分であるときは、会長は処分を受けた 者に対してその通知を受けた日の翌日から2週間以内にその処分 を受容するか否かにつき文書による回答を求め、その期間内に処分 を受けたものから主文を受容する旨の回答がないときは、その旨を 委員会に通知する。処分を受けたものから決定を受容する旨の回答 がないときは、委員会はその決定を第8条1の処分に変更し、改め てこれを会長に通知する。この場合に会長は第8条1の処分を受け た者と同じ処置をとるものとする。
- 第12条(日本ソフトテニス連盟による各支部に対する通知および勧告)
 - 1 日本ソフトテニス連盟会長は、同連盟およびその各支部によって本規程第8条1および同条2に定める処分がなされて確定したときは、速やかに各支部に対してその処分をした支部名、被処分者の氏名とその処分内容を通知し、その処分に定められた期間内において被処分者が各支部において役員に就任し、あるいはソフトテニスの指導にあたる

ことのないように配慮することを勧告する。

2 日本ソフトテニス連盟の各支部は、前項に定める通知および勧告を受けた被処分者を役員または指導者としてはならず、各支部に登録する団体に対して同趣旨の通知および勧告をしなければならない。

第13条(登録組織ないし団体による本規程違反者に対する処置)

- 1 日本ソフトテニス連盟およびその支部に加盟ないし登録する組織および団体は、本規程によって役員または指導者に就任することを排除されている者を役員または指導者に就任させてはならない。
- 2 日本ソフトテニス連盟およびその各支部は、前項の定めに違反して被処分者を役員または指導者に就任させている団体に所属する選手に対して、その主催するあらゆる競技大会および日本ソフトテニス連盟が加盟するあらゆる国際競技大会に参加することおよび代表選手にすることを拒否することができる。

第14条(各支部による違反団体所属選手の大会参加拒否手続)

- 1 日本ソフトテニス連盟の各支部長は、第13条の定めに違反して役員 または指導者として排除された被処分者を役員または指導者として いる団体のあることを認知したときは、速やかに救済申立処理委員会 の委員長にこれを通知し、その違反団体に所属する選手の大会参加拒 否の当否を諮問しなければならない。
- 2 前項記載の諮問を受けた委員長は、速やかに委員会を召集してこれを 審議しなければならない。
- 3 本条に定める事案を審議する救済申立処理委員会は、下記のいずれかの処分を決定し、支部長に答申するものとする。
 - ①当該被処分者が役員または指導している期間および2年以内の期間を定めたその団体所属選手または違反した指導者の指導を受けた選手の大会参加拒否
 - ②第13条違反の事実が継続または反復するときは、①記載の処分を 受けることがある趣旨の警告
 - ③ 違反の事実が認定できないときは不処分
- 4 本条3項の答申を受けた支部長は、直ちにその答申の趣旨による処分 をしなければならない。この処分の通知には、不服申立ができること を添書しなければならない。
- 5 本条4項に定める処分を受けた組織ないし団体、選手は、この処分に不服のあるときは通知を受けた日の翌日から2週間以内に日本ソフトテニス連盟に対して不服申立書をその処分をした支部に提出して不

服の申立をすることができる。ただし、不服のこの申立は本条 4 項の 定めによる処分の効力を停止しない。

この不服申立を受けた支部長は、これを2週間以内に一件記録を付 して日本ソフトテニス連盟に送致しなければならない。

- 第15条(日本ソフトテニス連盟による違反団体所属選手の大会参加拒否に関 する手続)
 - 1 日本ソフトテニス連盟は、第13条の定めに違反した組織ないし団体 に所属する選手に対して、同連盟の主催し、または同連盟が参加する あらゆる国際大会に参加することおよび代表選手とすることを拒否 することができる。
 - 2 日本ソフトテニス連盟の会長は、同連盟の処分に対して第13条の定めに違反している組織ないし団体を認知したときおよび第14条の定めにより各支部の処分を受けた組織ないし団体から不服の申立を受けたときは、速やかにこれを救済審査委員会の委員長にこれを通知し、その処分を諮問しなければならない。
 - 3 前項記載の諮問を受けた委員長は、速やかに委員会を召集し、その処置を審議し、下記のいずれかの処置を決定して会長に答申する。
 - ① 連盟の処分に違反した組織ないし団体、選手に対しては、その所属 する選手または違反した指導者の指導を受けた選手の2年以内の 期間を定めた大会参加および代表選手となることの拒否。
 - ② 諮問を受けた事案につき、違反の事実が認められないときおよび処分の必要を認めないときは不処分の決定。
 - 4 本条に定める救済審査委員会の答申を受けた会長は、直ちにその答申 の趣旨による処分をして、これを被処分者および各支部に通知しなけ ればならない。
- 第16条(支部の決定に対する不服審査)

日本ソフトテニス連盟は、第14条の規程により各支部による処分を受けた団体および個人が申立てた不服申立について下記の処置をとる。

- 1 不服申立を受けた会長は、支部から送致された一件記録を添えてこれ を救済審査委員長にこれを通知し、不服申立の当否と連盟のとるべき 処置を諮問する。
- 2 会長から1項の諮問を受けた救済審査委員長は、速やかに委員会を召集して当該不服につき審査し、その結果により下記のいずれかの処分を決定して会長に答申する。
 - ① 不服申立に合理的な理由が認められるときは、その理由により支部

の処分の取消しと事案に相当と判断する第15条に定める処分。

- ② 不服申立に合理的な理由が無いと認めるときは、申立の却下の決定。
- 3 救済審査委員会から2号の答申を受けた会長は、速やかにその答申に 従った処置をとり、これを不服申立事案の処置をした支部および当事 者に通知する。

附

第17条 この規程は平成26年4月1日から効力を発するものとする。

ただし、日本ソフトテニス連盟およびその各支部は、平成26年3月31日までに委員の選任、救済申立担当者その他本規程の実施に必要な準備を整え、その救済申立受付窓口、申立方法などを周知させなければならない。

- 第18条 この規程に基づく救済審査委員会および救済申立処理委員会の処分 は、この規程が発効した日以降に発生した違反事実について行うも のとする。ただし、役員の選任、指導者の選定においてはこの規程 の発効以前5ヵ年以内に発生した事実について考慮しなければな らず、またこの期間に発生した実質的に指導基本規程に違反した事 実により生じた損害について調停および勧告を行うことができる。
- 第19条 この規程による救済の申立は無料とする。

当事者および当事者が依頼する参考人の日本ソフトテニス連盟、その各支部に出頭する費用は各自が負担するものとする。ただし、救済申立人が18才未満の者であるときは出頭する費用については連盟または支部が負担しなければならない。

第20条 この規程に定める救済審査委員会および救済申立処理委員会の委員 および証人の交通費、日当その他運営に必要な費用は、これを設置 する連盟会長または支部長がこれを定める。

以上